



2015年9月1日

事務所ニュース Vol.202

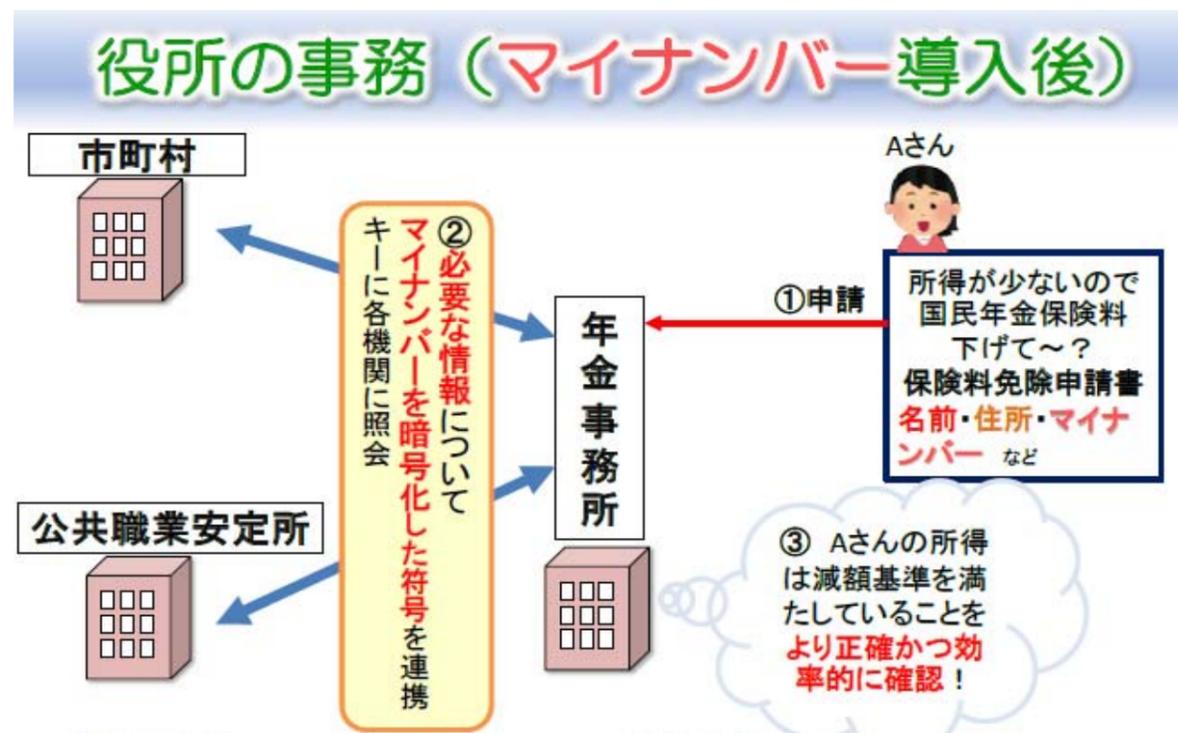
◎「マイナンバー」とは？

「マイナンバー」は、平成 27 年 10 月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる 12 桁の番号のことです。

「マイナンバー」が必要な場面は、

- ① 平成 28 年 1 月以降、年金・医療・介護・生活保護・児童手当などの→**社会保障関係の手続き**
- ② 税務署等に提出する書類への記載など→**税務関係の手続き**
- ③ 被災者生活再建支援金の支給など→**災害対策に関する手続き**

※マイナンバーを活用する事によって、役所にある住民情報をより正確かつ効率的に活用できるようになります。



*マイナンバーは平成27年10月以降に、順次送付されます。4つのポイントを確認して確実に受け取れるよう、従業員へ通知しましょう。

ポイント1. 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとを送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

ポイント2. 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- マイナンバーの「通知カード」 ※通知カードは大切に保管してください。
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明書類

ポイント3. 個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

- ①郵送で申請 個人番号カードの申請書に本人様の顔写真を貼り、返信用封筒に入れ郵便ポストへ
- ②オンラインで申請 スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

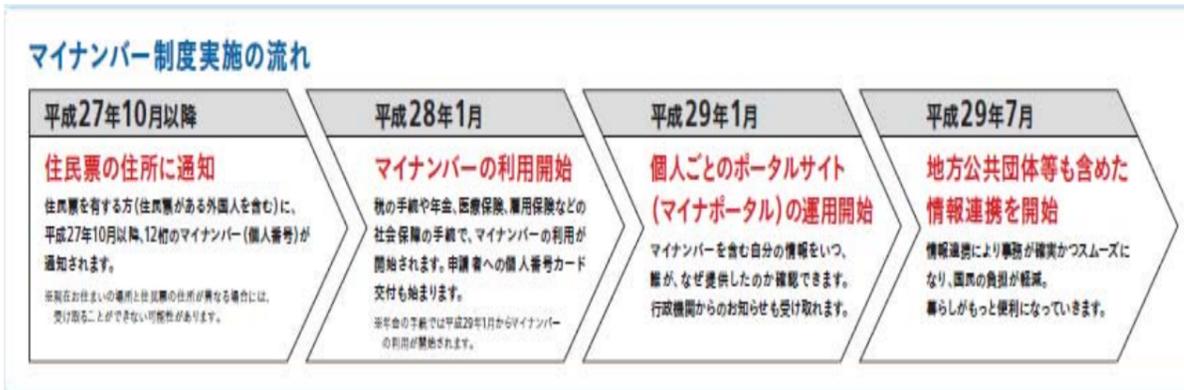
ポイント4. 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、本人様が市区町村の窓口で受け取ります。無料で交付されますが、その際には、以下の3つが必要となります。

- ①大切に保管していた「通知カード」
- ②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③運転免許証などの本人確認書類

※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。

※住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。個人番号カードとの重複所持はできません。



◎「個人番号カード」とは？

「個人番号カード」は、無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書です。

- ・自分のマイナンバーを記載した書面を提出する場面 ・さまざまな本人確認の場面で利用することができます。
- ・ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行えます。
- ・図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- ・コンビニなどで、住民票などの証明書が取得できます。

※将来的にも様々な使い道が検討されています。



**表面に
氏名、住所、生年月日、性別、
顔写真
裏面に
マイナンバー等が記載され
ICチップが搭載された
プラスチックのカードです！**

・マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付られている本人確認は完了せず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。

・マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。

◎マイナンバー利用にあたっての注意点を確認しましょう。

注意点① 取得

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

- ・利用目的をきちんと明示する必要があります。
- ・マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。

(本人確認には【身元確認】と【番号確認】が必要です。個人番号カードを持っている場合は身元確認と番号確認がカード1枚で可能です。)

注意点② 利用・提供

事業者は税や社会保障に関する手続き書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出！

- ・明示した利用目的以外に利用・提供することはできません。

(マイナンバーの利用・提供例：源泉徴収票、雇用保険被保険者資格取得(喪失)届など)

注意点③ 保管・廃棄

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！！

- ・在職中など必要がある場合に限り、保管し続けることができます。
- ・退職の手続きが終了した後など不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

◎マイナンバーの安全管理を徹底させましょう。

組織的・人的安全管理措置

・担当者の明確化 担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にしましょう。

・適切な教育 従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など、従業員への教育も大切です。

物理的・技術的安全管理措置

・シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を廃棄できるように準備、カギ付き棚の用意など、、、

【マイナンバー取得代行サービス】お申込み期限延長のお知らせ

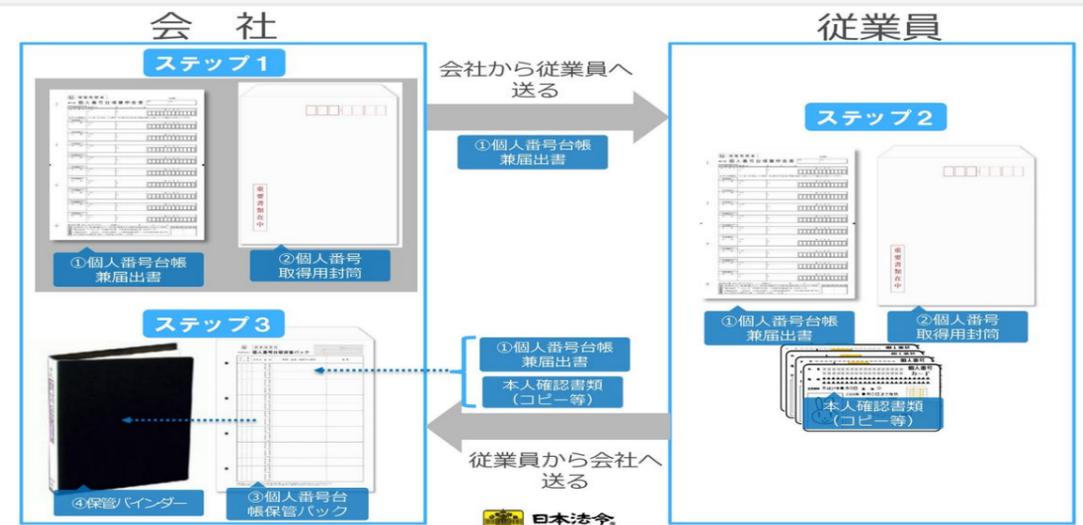
7月の事務所ニュースにてお知らせ致しました【マイナンバー取得代行サービス】につきまして、まだ少し余裕があるとの連絡がございましたので、お申込みを継続させていただきます。ご検討のほどよろしくお願い致します。※予定数到達段階で締め切らせて頂きます。

日本法令より発売しております紙帳票ベースのマイナンバー管理のご案内

マイナンバーの取得・保管・廃棄ができる実務ツール“【従業員用】マイナンバー取得・保管セット”が、日本法令より発売されております。マイナンバーの取得・保管・廃棄までの対策がすべてできるよう設計されております。デジタルではなく紙ベースで保管する為のセットです。詳細につきましては下記のURLからもご覧頂けます。(報酬の支払先等のセットもごございます)ご希望の方は当事務所よりお手配することも可能ですので、ご連絡下さい。

<http://mynumber.blog.jp/archives/1034971443.html>

マイナンバー取得・保管セットによる実務の流れ



○当事務所からのお知らせ

- ・社会保険料一覧表について

当事務所を通じて月額算定基礎届および月額変更届(9月改定分)を提出させていただきました事業所様に、標準報酬決定通知書の事業主様控えと、新たな保険料を反映させた社会保険料一覧表を10月の給与計算に間に合うよう順次発送しております。10月支給分の給与より控除額を変更してください。(当月徴収の事業主様は9月支給分の給与より控除額を変更して下さい。)

後記

まだまだ昼間の暑さは厳しいですが、朝晩は少し過ごしやすくなってきているように思われます。夏休みも終わり、子供たちのお弁当作りから解放され、少しずつ日常生活のリズムを取り戻してきました。先月からしばらく休んでいたヨガを再開しましたので、今後も頑張って続けていこうと思っています(F)

